



平成 27 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 稲 葉 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 稲 葉 明
(コード：3421、東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 多 田 一 志
(TEL. 03 - 3759 - 5201)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年9月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成27年10月23日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 経営体制の強化・充実を図るため、取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。
- ② 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
なお、定款第29条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u> <u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第37条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>第38条～第41条（条文省略）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第38条（現行どおり）</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第43条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年10月23日

定款変更の効力発生日 平成27年10月23日

以 上